

Webメディアを活用した情報接触ポイント拡充事業業務委託に係る企画提案競技に関する質問・回答

2026年6月5日

秋田県インバウンドクルーズ誘客推進室

番号	資料名称	該当ページ	該当項目	質問内容	回答
1	仕様書	4	8 契約に関する条件等 (2) 再委託等について	<p>弊社はホールディングス体制を採っており、グループ内に海外拠点やデジタル施策・ショート動画制作等を担う会社を有しております。</p> <p>実際に業務を進める中で、これらのグループ会社と連携して対応する場合がございますが、その場合も再委託に該当するものでしょうか。</p>	<p>別の法人格を有するグループ会社へ業務を委託する場合は、原則として「再委託」に該当します。</p> <p>本企画提案競技においてグループ会社と連携される場合は、以下のいずれかの方法によりご対応ください。</p> <p>① 再委託として対応する場合 本業務の一部をグループ会社へ再委託することは可能ですが、仕様書の定めに従い、本業務のすべてを第三者に一括して再委託(丸投げ)することはできません。</p> <p>企画提案書の実施体制図等において、連携するグループ会社(再委託先)の名称と役割分担を明記してください。また、受託候補者となったのち実際に再委託を行う際は、仕様書「8 契約に関する条件等 (2)」に基づき、事前に書面にて提出し、県の承認を得る必要があります。</p> <p>② 共同企業体(JV)として参加する場合 当該グループ会社と共同企業体(JV)を結成し、連名で参加する場合は、再委託には該当しません。</p> <p>この場合、実施要領「3 参加資格に関する事項 (5)」に基づき、代表者・構成員ともに参加資格を満たす必要があります。参加資格確認申請時に「【様式3-1】事業委託共同体結成届」を併せて提出してください。</p>